

第41号議案

「第23回視聴覚教育総合全国大会・第70回放送教育研究会全国大会」の後援名義使用承認について

上記の議案を提出する。

令和元年9月6日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一



文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

令和元年8月20日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 全国放送教育研究会連盟  
 住所 (所在地) 〒150-8001 東京都渋谷区神南2-2-1  
 代表者名 (ふりがな) ぜにや まさみ  
 銭谷 眞美  
 申請者 (申請団体) 一般財団法人 日本視聴覚教育協会  
 住所 (所在地) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-10-11  
 虎ノ門PFビル  
 代表者名 (ふりがな) いくた たかし  
 生田 孝至  
 代表者連絡先 台東区立台東育英小学校校長  
 (事務担当者) 木村 和夫

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	第23回視聴覚教育総合全国大会 第70回放送教育研究会全国大会 合同大会		
実施期間	令和元年 11月 8日 (金) から 令和元年 11月 9日 (土) まで (2日間)		
実施場所	東京・文京区たんぼぼ保育園/東京・文京区立湯島小学校/埼玉・さいたま市立浦和別所小学校/東京・文京区立茗台中学校/東京・板橋区立志村第四中学校/パナソニックセンター東京/東京・台東区立台東育英小学校		
事業内容	目的※	視聴覚教育関係者と放送教育関係者が「ネットワーク社会におけるメディアとヒューマンコミュニケーション」をテーマに合同大会を開催し、視聴覚教育および放送教育の各研究会がこれまで積み重ねてきた研究をさらに深めるとともに、それぞれの良さを確認しあう機会にすることで、日々の教育実践に活かすことを目指す。また、小学校新学習指導要領の完全実施を次年度に控え、情報活用能力の育成、ICT機器の活用、情報モラル、プログラミング学習などを取り上げた授業公開や研究実践報告、セミナー、講演会等を行うことで、会場校の教職員や参観者の資質や授業力の向上を目指す。	
	内容	保育園・小学校・中学校の保育・授業公開、生涯学習関係施設見学、研究協議会、実践報告、ワークショップセミナー、講演会	
	対象者	学校教育関係者・社会教育関係者・ 情報通信企業関係者 (参加予定人員 200人)	
	参加費	資料代3,000円 (OB・OG・一般・大学生1,000円)	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、東京都教育委員会、埼玉県教育委員会、台東区教育委員会、板橋区教育委員会、文京区教育委員会、さいたま市教育委員会、さいたま市立小学校校長会、さいたま市中学校校長会、日本教育メディア学会、日本教育工学会、日本教育工学協会、日本視聴覚教具連合会、公益社団法人映像文化製作者連盟 (申請中含む)		
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="radio"/> 同意する ・ <input type="radio"/> 同意しない			

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

## 実施要綱

1. 大会の名称 第23回視聴覚教育総合全国大会  
第70回放送教育研究会全国大会 合同大会
2. 主催者 視聴覚教育総合全国大会連絡協議会
  - ・日本学校視聴覚教育連盟
  - ・全国高等学校メディア教育研究協議会
  - ・全国視聴覚教育連盟
  - ・一般財団法人日本視聴覚教育協会全国放送教育研究会連盟、NHK
- 共 催 : NHKサービスセンター
3. 後 援 内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、東京都教育委員会、埼玉県教育委員会、台東区教育委員会、文京区教育委員会、板橋区教育委員会、さいたま市教育委員会、さいたま市立小学校校長会、さいたま市中学校長会、日本教育メディア学会、日本教育工学会、日本教育工学協会、日本視聴覚教具連合会、公益社団法人映像文化製作者連盟（申請中含む）
4. 目的  
視聴覚教育研究団体の全国組織である「日本学校視聴覚教育連盟」「全国高等学校メディア教育研究協議会」「全国視聴覚教育連盟」「一般財団法人日本視聴覚教育協会」の4団体で構成する視聴覚教育総合全国大会連絡協議会は、社会の変化に伴い生涯学習社会及び高度情報通信社会の進展に対応するという共通の視点に立ち、学校教育及び社会教育連携の「視聴覚教育総合全国大会」を22回開催してきた。11回目からは、視聴覚教育関係者と放送教育関係者が「ネットワーク社会におけるメディアとヒューマンコミュニケーション」をテーマに合同大会を開催し、23回目となる今年度も引続き合同大会により開催することとなった。この合同大会では、視聴覚教育および放送教育の各研究会がこれまで積み重ねてきた研究をさらに深めるとともに、それぞれの良さを確認しあう機会にすることを目指している。
5. 開催期日 令和元年11月8日（金）・9日（土）
6. 開催場所 東京・文京区たんぽぽ保育園／東京・文京区立湯島小学校  
埼玉・さいたま市立浦和別所小学校／東京・文京区立茗台中学校  
東京・板橋区立志村第四中学校／パナソニックセンター東京  
東京・台東区立台東育英小学校
7. 対象者・参加予定数  
学校教育関係者・社会教育関係者・情報通信企業関係者 400人

8. 講 師 高橋 純 (東京学芸大学 准教授)  
酒井郷平 (東洋英和女学院大学 助教)  
小林祐紀 (茨城大学准教授)  
中橋 雄 (武蔵大学教授)  
堀田博史 (園田学園女子大学 教授)  
村上長彦 (全視連専門委員長)  
相田洋元 (NHKディレクター)  
須藤太郎 (元日本学校視聴覚 教育連盟会長)  
坂井岳志 (墨田区立八広小学校)  
浅井和行 (京都教育大学教授)  
中川一史 (放送大学教授)

9. 参加費等

資料代 3,000 円 (OB・OG・一般・大学生 1,000 円)

10. 対象者への通知方法

各団体ホームページ、郵送、メールなど

11. 団体等の所在地

【一般財団法人 日本視聴覚教育協会】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-10-11 虎ノ門 PF ビル

TEL : 03-3431-2186 FAX : 03-3431-2192 <http://www.javea.or.jp/soutai/>

事務局次長 : 佐藤 正

【全国放送教育研究会連盟事務局】

〒150-8001 東京都渋谷区神南 2-2-1 NHK事業センター内

TEL : 03-5455-4310 FAX : 03-3481-1372 <http://www.zenporen.jp/>

事務局 : 若狭由起子

## 第70回放送教育研究会全国大会 令和元年度予算書

### 1 収入の部

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
繰越金	164,276	前年度からの繰越金
参加費	615,000	3,000円×200名、1,000円×15名（全放連の収入として）
助成金	4,000,000	NHK
助成金	1,000,000	NHKサービスセンター
合 計	5,779,276	

### 2 支出の部

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
借用費	500,000	会場・機器借用費
謝 金	1,200,000	会場園校研究費、講師・発表者謝礼
旅 費	1,000,000	講師・発表者・関係者旅費
研究推進関係費	500,000	ブロック実践者参加旅費
消耗品費	100,000	事務用品
印刷製本費	1,500,000	案内チラシ、要項、配布資料、大会袋、記録集
通信運搬費	160,000	送料
会議費	100,000	運営会議費
雑役務費	350,000	申込みフォーム運用費、会場設営費、振込手数料
予備費	369,276	
合 計	5,779,276	

視聴覚教育団体との合同開催のため、全体の収支は関係団体と協議の上別途決定します。

不足があった場合には主催者が負担します。

## 第23回視聴覚教育総合全国大会 令和元年度予算書(案)

### 1 収入の部

(単位：円)

費 目	予算額	摘要
参 加 費	600,000	3,000円×200名 (視聴覚の収入として)
4 団体分担金	2,000,000	500,000円×4団体
合 計	2,600,000	

### 2 支出の部

(単位：円)

費 目	予算額	摘要
借 用 費	450,000	会場借用費
謝 金	350,000	会場園校研究費、講師・発表者・運営協力者謝礼
旅 費	500,000	講師・発表者・関係者旅費
消 耗 品 費	50,000	文房具
印 刷 製 本 費	900,000	案内チラシ、要項、配布資料、大会袋、記録
通 信 運 搬 費	120,000	運送費
雑 役 務 費	130,000	分科会会場設営費、申込みフォーム運用費、振込み手数料
予 備 費	100,000	予備費
合 計	2,600,000	

放送教育団体との合同開催のため、全体の収支は関係団体と協議の上、別途決定します。  
不足があった場合には主催者が負担します。

# 全国放送教育研究会連盟規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 全国放送教育研究会連盟（略称 全放連）という。

(事務局の所在地)

第2条 事務局は、東京都渋谷区神南 2-2-1  
日本放送協会内に置く。

(組 織)

第3条 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の研究会が加盟する各都道府県地区の放送教育研究団体（研究協議会 以下同）をもって組織する。

(運 営)

第4条 各都道府県地区研究協議会を北海道・東北・関東甲信越・東海北陸・近畿・中国・四国・九州の8ブロックの地方研究協議会に分けて組織し運営する。  
2. 全放連に校種別研究会を設け運営する。

## 第2章 目的および事業

(目 的)

第5条 放送教育の研究推進および普及進展を図ることを目的とする。

(事 業)

第6条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
1. 放送教育に関する研究、およびその普及。  
2. 各地方研究協議会および都道府県地区研究協議会との有機的な連携。  
3. 各校種研究会との連絡調整。  
4. 全国大会、その他放送教育に関する研究集会。  
5. 機関紙、研究資料などの作成頒布。  
6. NHK杯全国中学校・高校放送コンテスト。  
7. その他前条の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 役 員

(役 員)

第7条 全放連に次の役員を置く。

1. 理事長、副理事長、常任理事、会計、会計監査、理事、幹事とする。
2. 理事長、会計および会計監査は常任理事会において選出する。
3. 副理事長は、理事長指名のものがこれにあたる。
4. 常任理事は各地方研究協議会長、および理事長指名のものがこれにあたる。
5. 理事は各都道府県地区研究協議会長がこれにあたる。ただし、他の役員を選出している協議会は、その役員が理事を兼ねる。
6. 幹事は各都道府県地区研究協議会傘下の各校種研究会の代表がこれにあたる。ただし、他の役員を選出している研究会は、その役員が幹事を兼ねる。

(理事長、副理事長の任務)

第8条 理事長は全放連を代表して業務を総理する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代理する。

(常任理事の任務)

第9条 常任理事は全放連に関する事項について審議するとともに、決定された事項についての連絡と研究事業の推進にあたる。



(会計の任務)

第10条 会計は全放連の会計を処理する。

(会計監査の任務)

第11条 会計監査は全放連の会計の監査を行い、常任理事会に報告する。

(理事の任務)

第12条 理事は全放連に関する事項について、各都道府県地区研究協議会傘下の各校種研究会と連携し、研究事業の推進にあたる。

(幹事の任務)

第13条 幹事は全放連に関する事項について、代表する校種研究会の特性を生かした研究事業の推進にあたる。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

2. 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第15条 全放連に顧問を置くことができる。

## 第4章 会 議

(常任理事会)

第16条 常任理事会は理事長が招集し、全放連に関する事項を決定する。ただし、急を要する事項などについては、副理事長の協議または副理事長および事務局所在地の常任理事の協議をもってこれを処置し、常任理事会に報告する。

2. 常任理事会は理事長、副理事長、常任理事をもって構成し、年1回開催する。ただし必要に応じて随時開催する。

(理事会)

第17条 理事会は全放連に関する事項について連絡協議を行うとともに各地方研究協議会における研究の交流を行う。

2. 理事会は理事長、副理事長、常任理事、理事をもって構成し、理事長が招集する。

(幹事会)

第18条 幹事会は各都道府県地区研究協議会における研究の交流を行う。

2. 幹事会は必要に応じて理事長が招集する。

## 第5章 事 務 局

(事務局)

第19条 全放連の諸業務を行うために事務局を置く。

2. 事務局は研究推進、ブロック、全国大会、広報、機器研究の各担当および全放連講師を置く。ただし、全放連講師は理事長特命事項・組織への指導助言・事務局業務等を担当する。

3. 事務局には各地方研究協議会事務局長および、都道府県研究地区協議会事務局長が参加できる。

(事務局長、次長、担当部長、事務局員、全放連講師)

第20条 全放連事務局に事務局長および事務局次長、担当部長、事務局員、全放連講師を置く。ただし、全放連講師の身分は事務局員と同等の扱いとし、任期は2年とする。

2. 事務局長および事務局次長、担当部長、全放連講師は、理事長指名のものがこれにあたる。

3. 事務局長は、事務局を運営、統括し、事務局次長は事務局長を補佐する。担当部長はそれぞれの任務を推進する。

4. 事務局員は理事長が委嘱する。

5. 事務局員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

## 第6章 会 計

(会 計)

第21条 全放連の経費は各都道府県地区研究協議会の分担金、および寄付金その他をもってあて  
る。

(予算・決算)

第22条 予算および決算は常任理事会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第23条 全放連の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日をもって終る。

## 第7章 付 則

第24条 全放連の運営に必要な細則は別に定める。

第25条 この規約の改正は常任理事会において承認を得るものとする。

第26条 この規約は平成24年6月22日から施行する。

## 全国放送教育研究会連盟細則

この細則は、全国放送教育研究会連盟（略称 全放連）の運営に関し必要な事項を定める。

(校種研究会)

第1条 全放連校種別研究会は、全放連規約第5条および第6条に基づき、校種の特性に応じた  
放送教育の研究事業推進にあたる。

(役 員)

第2条 全放連の役員は次のとおりとする。

1. 理事長 1名
2. 副理事長 若干名
3. 常任理事 若干名
4. 会 計 2名
5. 会計監査 2名
6. 理 事 60名以内
7. 幹 事 260名以内

(顧 問)

第3条 顧問は常任理事会の推薦により理事長が委嘱する。

(事 務 局)

第4条 全放連事務局は次のとおりとする。

1. 事務局長 1名
2. 事務局次長 2名（研究、運営）
3. 担当部長 5名（研究推進、ブロック、全国大会、広報、機器研究）
4. 事務局員 90名以内（全放連講師を含む）

(理事会・幹事会)

第5条 理事会・幹事会は必要に応じて開催する。

(付 則)

第6条 この細則の変更は常任理事会において承認を得るものとする。

第7条 この細則は平成28年6月24日から施行する。

平成30年度全国放送教育研究会連盟役員・事務局員名簿

役員

役職(担当)		氏名	所属校・園
理事長		銭谷 眞美	
副理事長	幼稚園・保育園・こども園 (研究推進部 幼保部会)	操木 豊	社会福祉法人 国立保育会
	小学校 (研究推進部)	小堂 十	杉並区立西田小学校
	小学校 事務局長兼務 (全国大会担当部・機器研究部)	井部 良一	川崎市立富士見台小学校
	中学校 (ブロック担当部・放送コンテスト)	北村 康子	板橋区立志村第四中学校
	高等学校 (放送コンテスト)	浦部 利明	東京都立稔ヶ丘高等学校
	特別支援学校 (広報担当部)	豊田 栄治	東京都立青峰学園
常任理事	北海道ブロック	伊藤 直	札幌市立札幌北中学校
	東北ブロック	後藤 順一	宮城県仙台西高等学校
	関東甲信越ブロック	杉本 祐一	相模原市立青根中学校
	東海北陸ブロック	松村 光洋	北名古屋市立師勝小学校
	近畿ブロック	十河 秀敏	箕面自由学園
	中国ブロック	大石 信洋	広島市立久地小学校
	四国ブロック	松岡 貴之	高松市立鬼無小学校
	九州ブロック	鈴木 敏文	福岡市立春住小学校
会計監査		新井 雅晶	杉並区立西田小学校
		月崎 泰照	東京都立立川ろう学校
会計		飯島 光正	豊島区立駒込中学校
		岩倉 三好	かえつ有明中・高等学校

事務局

役職(担当)		氏名	所属校・園
事務局長		井部 良一	川崎市立富士見台小学校
事務局次長 全国大会担当部長兼務 (研究推進部・広報担当部)		竹下 佳余	千代田区立和泉小学校
事務局次長 (ブロック担当部・機器研究部)		木下 明直	一般財団法人NHKサービスセンター
研究推進部長		片岡 義順	川崎市立新城小学校
ブロック担当部長		松川 厚雄	杉並区立天沼小学校
ブロック担当副部長・九州担当		福山 里加	川崎市立西有馬小学校
全国大会担当部長		竹下 佳余	千代田区立和泉小学校
全国大会担当副部長・中国担当		武井 三也	横浜市立鴨志田緑小学校
広報担当部長		吉村 秀俊	東京都立水元小合学園
広報担当副部長		中井 智也	東京都立足立特別支援学校
機器研究部長		金子 実	横浜市立杉田小学校
機器研究副部長		石川 秀治	さいたま市立浦和別所小学校
全国中学校放送コンテスト		香取 武雄	八王子市立南大沢中学校
全国高校放送コンテスト		皆川 裕紀	埼玉県立川越女子高等学校
ブ ロ ッ ク 事 務 局 長	北海道ブロック	小松 靖一	札幌市立石山東小学校
		仲 敏行	士幌町立新田小学校
	東北ブロック	小野寺康志	宮城県仙台西高等学校
	関東甲信越ブロック	青木 正利	相模原市立新磯小学校
	東海北陸ブロック	立花 賢修	名古屋市立千鳥小学校
	近畿ブロック	山中 剛	大阪市立御幣島小学校
	中国ブロック	石田 寛治	広島市立大林小学校
	四国ブロック	原 佳嗣	松山市立窪田小学校
九州ブロック	田村 崇	福岡県立八女工業高等学校	

役 職 (担 当)	氏 名	所属校・園
研究推進部	落合誠一郎	練馬区立光が丘保育園
研究推進部	田端 芳恵	港区立高輪台小学校
研究推進部	佐藤 啓子	杉並区立久我山小学校
研究推進部・北海道担当	財津 史郎	立川市立新生小学校
研究推進部	四方 孝明	八潮市立八條小学校
研究推進部	小鹿 洋平	川口市立仲町小学校
研究推進部	関口麻理子	新座市立八石小学校
研究推進部	横山 亮一	千葉市立小谷小学校
研究推進部	栗原 弘毅	千葉市立生浜東小学校
研究推進部・東北担当	和泉 貴裕	千葉市立幕張東小学校
研究推進部・関東甲信越担当	東森 清仁	横浜市立仏向小学校
研究推進部・近畿担当	宮崎 誠	川崎市立富士見台小学校
研究推進部	桜井 芳雄	国立市立国立第一中学校
研究推進部	星野 由佳	北区立十条富士見中学校
研究推進部	大友 洋之	葛飾区立金町中学校
研究推進部	長谷部公連	町田市立南中学校
研究推進部・四国担当	川上 靖雄	東京都桜町高等学校
研究推進部	杉岡 道夫	東京都立葛西南高等学校
研究推進部・東海北陸担当	川口 尚人	東京都立光明学園
研究推進部	服部 千草	東京都立立川ろう学校
広報担当部	海老沢 穰	東京都立石神井特別支援学校
機器研究部	徳原 正枝	立川市立立川第五中学校
機器研究部	伊吾田政宗	横浜市立東永谷中学校
講師	小川 一夫	江戸川区教育研究所こいわ学校サポート教室
講師	鶴田 裕子	さいたま市立針ヶ谷小学校
講師	高橋 馨	東京都 中部学校経営支援センター

NHK・全放連事務局・放送コンテスト事務局

担 当	氏 名	連 絡 先
NHK放送教育担当	森屋 智史	NHK視聴者総局事業センター
NHK放送教育担当	中島 崇志	NHK視聴者総局事業センター
全放連事務局	若狭由起子	NHK視聴者総局事業センター内
放送コンテスト事務局	阿部 真弓	一般財団法人NHKサービスセンター内

一般財団法人 日本視聴覚教育協会

## 定 款

# 一般財団法人日本視聴覚教育協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本視聴覚教育協会（英文名 Japan Audio-Visual Education Association 略称「JAVEA」）と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、学校及び一般社会における視聴覚教育の普及向上を図る事業を行い、もってわが国の文化の進展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 視聴覚教育及び視聴覚教育メディアについての研究、調査
- (2) 視聴覚教育及び視聴覚教育メディアに関する内外の資料・情報の収集とその提供
- (3) 視聴覚教育及び視聴覚教育メディアに関する研究会等の開催及び関係団体等の行う関連事業への協力
- (4) 視聴覚教育及び視聴覚教育メディアに関する各種刊行物の出版・販売
- (5) 視聴覚教育及び視聴覚教育メディアについての国際的な連携と協調
- (6) 視聴覚教材の企画、製作、提供及びその助成
- (7) 優れた視聴覚教材、またその利用方法についての顕彰と普及及び視聴覚教育の振興に寄与した者の顕彰
- (8) 視聴覚機材の機能及び利便性の向上のための協力及びその普及のための展示会の開催
- (9) 関係機関、団体等への協力と機関、団体間の連絡・協調のあつせん
- (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。(別表第1)

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき又は担保に提供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める基本財産等管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。



- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### 第4章 評議員

##### (評議員)

第11条 この法人に、評議員8名以上12名以内を置く。

##### (評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員総数の三分の一を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第14条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

（構成）

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準に係る定め
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を常務理事とする。
  - 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係があるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において定める職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定め

る監事監査規程によるものとする。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会長、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 各号に掲げるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、事業年度ごとに6月及び3月の2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第8章 名誉会長・顧問

(名誉会長及び顧問)

第40条 この法人に、任意の機関として、名誉会長及び顧問を若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。

- (1) 会長からの相談に応じること
- (2) 理事から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 名誉会長及び顧問は、理事会において選任する。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第9章 委員会

### (委員会)

- 第41条 この法人には、必要に応じて理事会の承認を得て、企画・コンプライアンス委員会を置くことができる。
- 2 前項の委員会は、常務理事、理事1名、事務局員1名、及び賛助会員若干名で構成する。
  - 3 委員会は、次に掲げる事項を行う。
    - (1) この法人の業務運営に関する年間計画案を策定し、理事会に提出すること
    - (2) この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること
  - 4 第1項の委員会の委員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
  - 5 第1項の委員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

## 第10章 賛助会員

### (賛助会員)

- 第42条 この法人には、賛助会員（以下「会員」という）を置くことができる。
- 第43条 会員の構成員は、維持会員と研究会員及び特別維持会員とする。
- 第44条 会員は、この法人の目的に賛同し、会長が理事会の承認を経て定めた細則により、会費を納入するものとする。
- 第45条 会員は、この法人の事業を行う上に必要なことがらについて研究協議し、その遂行に協力するものとする。
- 第46条 会員で脱退しようとするものは、書面で申出なければならない。
- 第47条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決をもってこれを除名することができる。
- (1) 会費を滞納したとき
  - (2) この法人の会員としての義務に違反したとき

(3) この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の目的に反する行為のあったとき

## 第11章 事務局

### (事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
- 6 職員は、有給とする。

## 第12章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第12条についても適用する。

### (解散)

第50条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第13章 公告の方法

### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲示する方法による。

## 第14章 補足

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。



#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は井上 孝美、常務理事は岡部 守男とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
浅井 経子、坂井 知志、篠原 文陽児、伊藤 敏朗、波多野 和彦、吉川 刀夫、井口 磯夫、高橋 秀明、大久保 昇、山口 浩、天道 善行

#### 別表第1 基本財産

財産種別	場所・物量等
土地	118.34m <sup>2</sup> 港区虎ノ門三丁目8番27号
建物	569.66m <sup>2</sup> 港区虎ノ門三丁目8番27号 巴町アネックス2号館 地上9階・地下1階建て 所有 1, 2, 4, 9階
定期預金	三井住友銀行日比谷支店 3,422,205円
投資有価証券	第60回利付国債 100,091,157円

## 設立の経緯

1. 昭和3年（1928年）1月21日  
全日本活映教育研究会として創設。
2. 昭和8年（1933年）11月  
全日本映画教育研究会と改称。
3. 昭和18年（1943年）4月5日  
映画教育中央会と合併し、財団法人大日本映画教育会として、財団法人設立の許可を得た。
4. 昭和21年（1946年）10月21日  
財団法人大日本映画教育会が教育映画製作協議会と合併し、財団法人日本映画教育協会に改組。
5. 昭和55年（1980年）4月1日  
財団法人日本視聴覚教育協会と改称される。
6. 平成24年（2012年）4月1日  
一般財団法人日本視聴覚教育協会の移行認可を得て登記。

## 役員・評議員名簿（平成30年7月23日現在）

役職名	氏名	略歴	勤務形態
会 長	生 田 幸 至	新潟大学名誉教授	非常勤
常務理事	岡 部 守 男		常 勤
理 事	赤 堀 侃 司	東京工業大学名誉教授	非常勤
理 事	黒 田 壽 二	金沢工業大学学長・総長	非常勤
理 事	錢 谷 眞 美	東京国立博物館長	非常勤
理 事	山 本 恒 夫	筑波大学名誉教授	非常勤
監 事	片 屋 博 信	東京書籍株式会社教育文化局教育事業本部CT第二制作部部长	非常勤
監 事	橋 本 健	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社取締役第三営業本部長	非常勤
評議員	澁 井 経 子	八洲学園大学教授	非常勤
評議員	坂 井 知 志	常盤大学教授	非常勤
評議員	藤 原 文 徳 晃	東京学芸大学名誉教授	非常勤
評議員	伊 藤 敏 朗	白白大学特任教授	非常勤
評議員	渡 多 野 和 彦	江戸川大学教授	非常勤
評議員	村 上 長 彦	全国視聴覚教育連盟専門委員長	非常勤
評議員	木 村 照 彦	公益社団法人映像文化創作者連盟副会長	非常勤
評議員	大 久 保 昇	株式会社内田洋行取締役社長	非常勤
評議員	山 口 浩	京映株式会社教育映像部長執行役員	非常勤
評議員	松 川 和 義	パナソニックシステムソリューションズ ジャパン株式会社常務執行役員	非常勤

役職名	氏名	略歴	勤務形態
顧問	中 野 照 海	国際基督教大学名誉教授	非常勤
顧問	満 水 康 敬	東京工業大学学長相談役・名誉教授	非常勤

放送教育研究会全国大会のあゆみ

2019年7月5日現在

回	年	月	日	開催地	研究主題	参加者数
	昭和24年	8月	12・13日	和歌山県高野町	学校放送とカリキュラムの問題	850
1	昭和25年	11月24・25日		東京都(関東甲信越)	特に設定せず	1,800
2	昭和26年	11月21・22日		別府市(九州)	特に設定せず	1,800
3	昭和27年	11月24・25日		大坂府(関西)	放送教育の進展と徹底を期するため、これが対策を考究するとともに強力な実践を展開する。併せて新しいテレビジョン教育への研究展開を行う。	1,357
4	昭和28年	10月15・16日		福島市(東北)	放送教育の現状を検討し、一層の普及徹底につとめ、これの具体的な方策を考究して、その強力な実践を展開する	1,959
5	昭和29年	11月18・19日		高知市(四国)	どうすれば、どの学校でも自然な形で、しかも効果的に放送を教育に利用できるか	1,800
6	昭和30年	11月17・18日		名古屋市(東海北陸)	学習内容を豊かにし、教師の指導能率を上げるために、ラジオやテレビジョンをどのように活用したらよいか	2,600
7	昭和31年	9月27・28日		札幌市(北海道)	教育放送の内容とその指導方法の研究	1,600
8	昭和32年	11月20・21日		広島市(中国)	教育効果を高めるために、ラジオやテレビをどのように活用したらよいか	2,555
9	昭和33年	11月19～21日		東京都(関東甲信越)	これからの放送教育をどう進めるか	8,400
10	昭和34年	10月29・30日		福岡市(九州)	教育効果を高めるために、放送教育をどう進め深めたらよいか	3,500
11	昭和35年	11月14～16日		京都市(関西)	学習の近代化をはかるためには、ラジオ・テレビをどう利用すればよいか	4,200
12	昭和36年	10月18・19日		仙台市(東北)	放送教育を生かして、ゆたかな人間をつくらう	6,000
13	昭和37年	11月8・9日		松山市(四国)	学習の近代化をはかる放送教育はどうすればよいか	8,000
14	昭和38年	11月14・15日		静岡市(東海北陸)	すみゆく社会のなかで、放送教育の機能をなおそう	17,000
15	昭和39年	9月25・26日		札幌市(北海道)	未来に生きる子供のために、放送教材の特性を生かして、教育の近代化をすすめよう	10,200
16	昭和40年	11月12・13日		岡山市(中国)	みんなで放送教育を正しく理解しよう	11,000
17	昭和41年	11月17～19日		東京都(関東甲信越)	教科や領域などの目標を達成するために放送教材を活用しよう	12,000
18	昭和42年	11月10・11日		長崎市(九州)	放送教材の特性を生かし豊かな教育を実現しよう	10,000
19	昭和43年	11月21・22日		神戸市・芦屋市・明石市(近畿)	あすに生きる子どものあわせのために、放送教育の理運と充実をはかろう	15,000
20	昭和44年	10月31日・11月1日		仙台市(東北)	豊かな人間を育てるために、放送教材の特性を活かして学習の内容、放送の構成化をすすめよう	13,000
21	昭和45年	11月20・21日		高松市(四国)	豊かな人間を育てるために、放送教育の現代的役割をたしかめ、調和と統一のある教育をすすめよう	15,800
22	昭和46年	10月22・23日		金沢市(東海北陸)	放送のシステム化をめざすなかで、放送の役割をたしかめよう	14,300
23	昭和47年	10月27・28日		広島市(中国) 別に沖繩に特別会場	豊かな人間を育てるために、創造的な思考力と情懐の深化をめざして、放送教育のあり方を究明しよう	14,000
24	昭和48年	9月21・22日		札幌市(北海道)	ひとりひとり豊かに伸びる教育をめざして放送教育の現代的役割と成果を確かめよう	9,108
25	昭和49年	11月14～16日		東京都(関東甲信越)	現代社会に生きる調和のとれた人間を形成するために、放送の役割と効果を校種の特性に応じて明らかにしよう	18,424
26	昭和50年	11月13・14日		鹿児島市・串木野市・桜島町(九州)	激動する社会に生きる創造的な人間を形成するために、放送の役割と効果を校種の特性に応じて明らかにしよう	11,550
27	昭和51年	10月21・22日		奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・生駒市・新庄市・下市町(近畿)	生涯にわたって発展するひとりだちの学習をめざして、放送の教育的役割と効果を究めよう	13,119
28	昭和52年	10月20・21日		山形市・上山市(東北)	広い視野に立つ意欲的な人間を育てるために、放送の特性を生かした豊かで確かな学習を進めよう	8,719
29	昭和53年	10月9・10日		徳島市・鳴門市(四国)	生涯にわたって学習できる人づくりをめざして、確かな学力と豊かな情操を養うため、放送教育の役割を究明しよう	12,155
30	昭和54年	11月8・9日		岐阜市・大垣市・羽島市・各務原市・岐阜南町(東海北陸)	かがり火のような豊かな人間性をほぐし、放送の特性を生かした学習の成立をめざして、教師の実践的な手だてを確立しよう	13,132
31	昭和55年	10月8・9日		札幌市(北海道)	新しい時代に生きる豊かな人間を育てるために、放送教育の実践を高めよう	9,586
32	昭和56年	11月12・13日		山口市・防府市・宇部市・小郡町(中国)	たくましく豊かな人間性をめざした教育を推進するため、意欲的な「放送による学習」をすすめよう	14,165
33	昭和57年	11月12・13日		浦和市・川口市・大宮市・川越市・蓮田市(関東甲信越)	生涯にわたって豊かに生きる人間の形成をめざして、こどもたちが学が喜びのもてる放送教育をすすめよう	21,948
34	昭和58年	11月10・11日		熊本市・下益城郡宮崎町(九州)	たくましく豊かに生きる人間の形成をめざし、「求める学習」を確立する放送教育の実践をすすめよう	12,012
35	昭和59年	11月15・16日		大津市・草津市・守山市・栗東町(近畿)	豊いびわ湖のように、未来に生きる人間の育成をめざし、仲間とともに「ひろがり深まり」を求め放送教育をすすめよう	11,408
36	昭和60年	10月3・4日		青森市(東北)	たくましく、うるおいのある人間の形成をめざし、「躍動する学習」を創る放送教育をすすめよう	9,378
37	昭和61年	11月11～18日		高知市・南国市・伊予市(四国)	未来をきりひらき、たくましく生きる人間の形成をめざし、「発展する学習」を追求する放送教育をすすめよう	12,310
38	昭和62年	10月29・30日		福井市・金津町・春江町(東海北陸)	たくましく未来に生きる人間の形成をめざし、個を豊かに発展させる新しい放送教育のあり方を追求しよう	12,268
39	昭和63年	10月6・7日		旭川市(北海道)	新しい時代に生きる心豊かな人間の形成をめざし、「学ぶ心がはずむ」放送教育を広げよう	8,179
40	平成元年	10月26・27日		広島市(中国)	未来を創造する豊かな人間の育成をめざし、自ら意識する「放送による学習」を究明しよう	11,716
41	平成2年	11月8・9日		東京都(関東甲信越)	自ら学び、豊かな心と主体的に生きる力を培う放送教育をすすめよう	10,322
42	平成3年	11月7・8日		北九州市(九州)	新しい時代を指向する心豊かな人間の形成をめざし自ら学ぶ知恵と生き方を育てる放送教育を進めよう	10,129
43	平成4年	11月12・13日		和歌山市(近畿)	豊かな人間の形成をめざし「自ら問いかけ 行動する」放送教育をすすめよう	12,076
44	平成5年	10月29日		仙台市(東北)	自ら学ぶ意欲と主体的に生きる力を培う放送教育をすすめよう	6,328
45	平成6年	10月27・28日		松山市・豊後町(四国)	いきいきと学び、豊かに創造する力を育てる放送教育をすすめよう	8,295
46	平成7年	11月9・10日		豊橋市(東海北陸)	素くまびなびながかや放送教育をすすめよう	10,079
47	平成8年	10月24・25日		札幌市・石狩市(北海道)	札幌の大地に「学ぶ心がひびきあう」放送教育をすすめよう	9,434
48	平成9年	11月6・7日		岡山市・倉敷市・備前市(中国)	「生きる力」を育む放送教育をすすめよう	9,481
49	平成10年	11月19・20日		東京都(関東甲信越)	21世紀をつくる放送教育～ともに生きるよるこび～	2,557
50	平成11年	8月3・4日、11月12日		東京都	21世紀をつくる放送教育 深まり広がりそしてつながり求めて	1,553
51	平成12年	7月31日、8月1日		埼玉県	輝く瞳、感じる心・学ぶ喜び放送教育 深まりと広がりを求めて つながり求めて 放送と教育2000 in 影の国 今が時代に今が未来に	1,289
52	平成13年	7月31日、8月1日		大阪府	輝く瞳、感じる心・学ぶ喜び放送教育 深まりと広がりを求めて つながり求めて	1,469
53	平成14年	10月24・25日	※	大坂府	出会い ふれ愛 学び合い メディアフォーラム2002 IN OSAKA メディアで創る豊かな学びを求めて	4,777
54	平成15年	11月6・7日		埼玉県川口市・東京都渋谷区	輝く瞳、感じる心・学ぶ喜び放送教育～深まりと広がりを求めて～	2,060
55	平成16年	11月5・6日		東京都台東区・杉並区・品川区・立川市・渋谷区	輝く瞳、感じる心・学ぶ喜び放送教育～進む放送のデジタル化と放送教育の新たな展開～	990
56	平成17年	10月28・29日		東京都大田区・港区・練馬区・渋谷区	輝く瞳、感じる心・学ぶ喜び放送教育～進む放送のデジタル化と放送教育の新たな展開～	1,005
57	平成18年	10月13・14日		北海道札幌市	豊かな心と知性を育み、生きる力を培う放送教育～北の国からの発信！地上デジタル新時代～	1,703
58	平成19年	10月26・27日	※	東京都渋谷区	ネットワーク社会におけるメディアとヒューマンコミュニケーション	944
59	平成20年	10月24・25日	※	東京都渋谷区	ネットワーク社会におけるメディアとヒューマンコミュニケーション	1,285
60	平成21年	10月27・28日	※	愛知県豊橋市・岡崎市・豊田市	ネットワーク社会における豊かな学びとメディア	3,688
61	平成22年	8月9・10日	※	東京都渋谷区	ネットワーク社会におけるメディアとヒューマンコミュニケーション	1,264
62	平成23年	8月3日		東京都渋谷区	ネットワーク社会におけるメディアとヒューマンコミュニケーション～人間力をほぐし 未来を拓く 放送学習～	638
63	平成24年	8月2・3日	※	東京都渋谷区	ネットワーク社会におけるメディアとヒューマンコミュニケーション	1,096
64	平成25年	10月25・26日	※	北海道旭川市	ネットワーク社会におけるメディアとヒューマンコミュニケーション「放送教育・ICT活用教育が拓く学びの創造」	1,164
65	平成26年	11月21・22日	※	東京都渋谷区・川崎市(麻生区)	ネットワーク社会におけるメディアとヒューマンコミュニケーション	1,150
66	平成27年	8月4・5日	※	東京都渋谷区	ネットワーク社会におけるメディアとヒューマンコミュニケーション「体験型アクティブ・ラーニングに向けたICT活用のツボ」	1,302
67	平成28年	11月18・19日	※	東京都杉並区・板橋区・渋谷区	ネットワーク社会におけるメディアとヒューマンコミュニケーション「体験型アクティブ・ラーニングに向けたICT活用のツボ」	1,806
68	平成29年	10月27・28日	※	宮城県仙台市	ネットワーク社会におけるメディアとヒューマンコミュニケーション「メディア・ICTで実現する深い学び」	2,502
69	平成30年	11月16・17日	※	広島県広島市	ネットワーク社会におけるメディアとヒューマンコミュニケーション「ICTと映像コンテンツを活用した未来型授業の創造」	2,576
70	令和元年	11月8・9日	※	東京都文京区・台東区・板橋区・埼玉県さいたま市	ネットワーク社会におけるメディアとヒューマンコミュニケーション	

※視聴覚教育総合全国大会連絡協議会と合同開催

<資料> 学視連全国大会の歩みとローテーション

年回	ブロック	開催地	年回	ブロック	開催地		
24	1	近畿	大津市	48	25	東北	仙台市
25	2	東京	目黒区	49	26	関東	横浜市・川崎市
26	3	近畿	京都市	50	27	近畿	大津市
27	4	東海北陸・四	富山市・八尾市・高松市	51	28	関東	上越市
28	5	関東	横浜市	52	29	九州	宮崎市
29	6	関東近畿	宇都宮市	53	30	北海道	札幌市
30	7	東京	世田谷区	54	31	東京	品川・港・足立区
31	8	関東	新潟市	55	32	東海北陸	豊橋市
32	9	東北	福島市	56	33	東北	仙台市
33	10	九州	宮崎市	57	34	近畿	京都市
34	11	関東	前橋市	58	35	関東	日立市
35	12	近畿	京都市	59	36	関東	東京都武蔵野市
36	13	北海道	札幌市	60	37	北海道	札幌市
37	14	東京	世田谷・杉並・中野・新宿・港区	61	38	九州	北九州市
38	15	東海北陸	名古屋市	62	39	近畿	豊中市
39	16	中四国	広島市	63	40	関東	東京都・江東区
40	17	東京	品川・渋谷・世田谷・成城・日本橋	元	41	東北	釜石市
41	18	関東	新潟市	2	42	東海北陸	名古屋市
42	19	関東	千葉市	3	43	中国	岡山市
43	20	東海北陸	名古屋市	4	44	関東	戸田市
44	21	北海道	札幌市	5	45	北海道	札幌市
45	22	九州	福岡・北九州市	6	46	近畿	大阪市
46	23	中四国	山口・宇部・徳山	7	47	四国	高知市
47	24	東京	豊島区	8	48	東京	足立区

視聴覚教育総合全国大会

年回	ブロック	開催地	年回	ブロック	開催地		
9	1	関東	千葉県(千葉、柏市)	21	13	東海北陸	愛知:合同開催
10	2	本部	東京都中・四国代替	22	14	関東	東京都:合同開催
11	3	東海北陸	愛知県(名古屋市)	23	15	東北	宮城県・仙台市
12	4	九州	福岡県・北九州市	24	16	関東	東京都:合同開催
13	5	東北	宮城県・仙台市	25	17	北海道	旭川市:合同開催
14	6	近畿	大阪府・大阪市	26	18	関東	川崎市:合同開催
15	7	中国四国	山口県・山口市	27	19	関東	東京都:合同開催
16	8	関東	東京都	28	20	関東	東京都:合同開催 板橋区・杉並区
17	9	関東	東京都	29	21	東北	宮城県:仙台市:合同開催
18	10	関東	東京都	30	22	中国四国	広島県:広島市:合同開催
19	11	関東	東京都:合同開催	31	23	関東	東京都:埼玉県:合同開催
20	12	関東	東京都:合同開催				

